

令和4年6月23日
日本年金機構

日本年金機構役員報酬規程の改正について（案）

1．改正の趣旨

令和3年人事院勧告を踏まえ、日本年金機構の役員の報酬について、国の指定職の取扱いに準じた日本年金機構役員報酬規程の改正を行う。

2．改正の概要

賞与の改定 年間 3.35 月 年間 3.25 月（0.10 月分引下げ）

令和3年12月期賞与引下げ(0.10月分)相当額は令和4年6月期賞与で調整

3．改正・施行予定日

令和4年6月29日

令和4年6月期賞与から適用する。

日本年金機構法（平成十九年法律第九号）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。
- 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和4年法律第17号)の概要

- 人事院は令和3年8月10日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員のボーナス改定(引下げ)について、国会及び内閣に対し勧告(月例給については、改定の必要なしとの報告)
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 特別給(ボーナス)の改定

一般の職員 年間4.45月分 → 4.30月分 (0.15月分引下げ)
指定職職員 年間3.35月分 → 3.25月分 (0.10月分引下げ)

※ 昨年12月ボーナス引下げ相当額は本年6月ボーナスで調整

2 施行期日 公布の日

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日